

『令和元年9月24日開催』

福祉保健常任委員会

委員長報告

【令和元年9月定例会】

委員長 江袋正敬

それでは、当委員会に審査を付託されました諸議案につきまして、その審査概要と結果を順次ご報告申し上げます。

初めに、歳出の部、第3款「民生費」及び当該歳出に係る歳入並びに第3条第3表「債務負担行為補正」のうち、当委員会の所管事項についてを一括議題といたしましたところ、歳入にかかわり、子ども・子育て支援事業費補助金の内容について、債務負担行為補正にかかわり、相談支援業務における債務負担行為の設定期間を6年間とした理由について等、質疑応答の後、一括採決の結果、歳出の部、第3款及び当該歳出に係る歳入並びに第3条第3表は、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第176号「川口市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、条例改正の要因となった法律改正の理由について等、質疑応答の後、採決の結果、本案は起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第160号「令和元年度川口市介護保険事業特別会計補正予算」を議題といたしましたところ、保険給付費等支払基金積立金にかかわり、補正予算成立後の基金の残高見込みについて等、質疑応答の後、採決の結果、本案は起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第170号「川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、市内における3階以上の保育施設数について等、質疑応答の後、採決の結果、本案は起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第171号「川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、本案は起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第174号「川口市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、受給資格要件について等、質疑応答の後、採決の結果、本案は起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第173号「川口市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、本案は起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第172号「川口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、今まで保育料に含まれていた副食費が実費徴収となる影響について問われ、これに対して、これまでの保育料と比較し、保護者の負担が増額となることがないように、副食費の免除対象を年収360万円未満相当に拡充したものとされているとのことであります。

このほか、小規模保育事業者等にかかる卒園後の受入先となる連携施設の確保状況について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、連携施設を確保している事業者数が全体の3分の2にとどまっていることから、今後も市が利用調整に尽力することを要望する。副食費については、幼児教育・保育の無償化が開始される一方で、実費徴収となるが、今まで保育料に含まれていたことや、保育の一環として副食が提供されてきたことを考えると、子育て支援から逆行するといわざるを得ない。副食費自体も補助や無償化の対象とする自治体もあることから反対するとの意見。

また、副食費については、無償化後の実費負担がこれまでの保育料負担と比較して増額となることのないよう、免除となる世帯の範囲を拡大するなど、必要な措置が講じられていることから賛成するとの意見がそれぞれ述べられたる後、採決の結果、本案は起立者多数で可決と決しました。

次に、議案第175号「川口市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、本案は起立者全員で可決と決しました。

最後に、議案第177号「川口市病院事業の設置等に関する条例及び川口市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、まず、本町診療所の閉院に伴う通院患者への周知について問われ、これに対して、症状に応じ医療センターや近隣の医療機関を紹介するとのこと。

また、本町診療所を閉院することとした理由について問われ、これに対して、医療センターや本町診療所の経営悪化により、経営健全化策を講じる必要があることや、本町診療所は、川口市民病院閉院後の、医療空白の補填を目的として開設されたが、本町周辺地域の医療環境が充実し、その目的を達成したことなどにより、閉院することとしたものであるとのことであります。

このほか、平成30年度に実施された包括外部監査の結果について、本町診療所の経営状況について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、公立病院の附属診療所としての役割が達成されたということには疑問があり、地域の公立の医療機関として赤字対策がとられてきたとはいえないこと、突然の閉院発表であり、周辺住民に対しても十分に周知されていないことから反対するとの

意見。

また、詳しくは本会議で述べるが、本町診療所の経営状況の悪化により、経営健全化策を講じる必要があること及び、周辺地域の医療環境が充足され、その役割が達成されたことから賛成するとの意見がそれぞれ述べられたる後、採決の結果、本案は起立者多数で可決と決しました。

以上で報告を終わります。